

[事案 27-258] 契約無効等請求

・平成 28 年 8 月 17 日 裁定終了

<事案の概要>

重要事項の説明がなく、保険契約を申し込む意思もなかったことを理由に、保険契約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 11 月に契約した外貨建一時払終身保険について、以下の理由により、保険契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集に際して、設計書等の募集資料による説明を受けることなく、申込書に署名・押印をさせられ、募集資料は契約申込後に渡されたもので、募集人から保障内容や為替変動のリスク等についても説明も受けていない。
- (2) 本件契約の内容を理解しておらず、申込書等は本件契約の説明を受けるための書類だと思って署名したものであって、本件契約を締結する意思はなかった。
- (3) 募集人は自分の自宅を訪問したが、翌日は、募集人は自分の自宅には来ていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対して、設計書、パンフレット等の募集資料を交付したうえで、それらを用いて保障内容や為替変動のリスク等も含めて本件契約の内容を十分に説明しており、申立人は内容を十分に理解して加入したものである。
- (2) 募集人は、申立人に対して、契約概要・注意喚起情報および約款を事前に渡して、重要な箇所を読み上げて確認したものであり、ご契約のしおりも申立人に手渡している。申立人との複数回の面談も行っている。
- (3) 募集人が申立人の自宅を訪問したのではなく、申立人らが来店したものであり、その際印鑑を持っていなかったため、翌日に募集人が申立人の自宅を訪問して契約手続を行ったものである。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不十分な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人と募集人および募集にかかわった保険会社職員等に対し、事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人が、本件契約の内容を理解しないまま申込みをしたとまでは判断することはできず、申込意思がなく本件契約が不成立である、あるいは、本件契約が錯誤により無効であるという申立人の請求を認めることはできない。またその他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。